



研究キーワード

担保物権, 契約法務, 不法行為, 相続, 消費者契約

中山 実郎

NAKAYAMA Jitsurou

特命学長補佐
教授

所属…経営学部 経営学科
大学院 環境経営研究科経営学専攻

j-nakaya@kankyo-u.ac.jp

Profile

■主な担当科目 企業法概論, 民法1, 民法2

研究者略歴

1981 (昭和56) 年3月	法政大学法学部法律学科卒業
1983 (昭和58) 年3月	明治大学大学院法学研究科博士課程前期2年の課程修了
2004 (平成16) 年4月	青森中央学院大学 経営法学部 専任講師 同地域マネジメント研究所研究員
2008 (平成20) 年4月	大阪国際大学 現代社会学部 法律政策学科 准教授
2013 (平成25) 年4月	大阪国際大学 現代社会学部 法律政策学科 教授
2014 (平成26) 年4月	大阪国際大学 グローバルビジネス学部 教授
2017 (平成29) 年4月～	公立鳥取環境大学 経営学部 教授
2020 (令和2) 年4月～	公立鳥取環境大学 大学院 環境経営研究科 経営学専攻 教授
2022 (令和4) 年4月～	公立鳥取環境大学 特命学長補佐

Research

■取得学位 法学修士(明治大学)

■専門分野 民法(財産法), 消費者法, ビジネス法務

■現在の研究テーマ

- ・契約当事者が負う説明義務について
- ・未成年者等責任無能力者と損害賠償責任の問題
- ・担保不動産収益執行の効果について
- ・契約の成立・効力と消費者保護の問題
- ・指名債権譲渡の要件
- ・遺言の方式と要件

■所属学会 日本法政学会 関西法政治研究会 青森法学会 日本リスクマネジメント学会
日本政治法律学会

■資格 行政書士

Data

研究等活動

【著書】

- ・業界研究学びのことはじめ 共著 2016年 4月 ナカニシヤ出版
- ・民法I (総則・物権・担保物権) 単著 2011年 3月 文教出版会

【論文】

- ・所有権留保と集合動産譲渡担保との優劣関係についての再検討 単著 2022年 公立鳥取環境大学紀要2022
- ・グループ会社従業員に対する親会社の対応義務 単著 2020年 公立鳥取環境大学紀要 17巻1号
- ・節税目的でなされた養子縁組と縁組意思の有無 単著 2019年 公立鳥取環境大学紀要 16巻16号
- ・債務者が異議ををとどめないでした指名債権譲渡の承諾と譲受人の主観的要件 単著 2018年3月大阪国際大学国際研究論叢第31巻3号
- ・自筆証書遺言の方式に関する近時の最高裁判決 単著 2018年 1月大阪国際大学国際研究論叢第31巻 2号
- ・主債務者が反社会的勢力であった場合の錯誤無効と保証契約の付随義務違反 単著 2017年 3月大阪国際大学国際研究論叢第30巻3号
- ・責任弁識能力のない未成年者の親権者の監督義務 単著 2016年 10月 大阪国際大学国際研究論叢第30巻2号
- ・法定代理人がない事理弁識能力を欠く常況にある者と民法158条1項の類推適用 単著 2016年 3月大阪国際大学国際研究論叢第29巻3号
- ・主債務を単独相続した保証人による債務の弁済と時効の中断 単著 2015年10月 大阪国際大学国際研究論叢第29巻1号
- ・承役地の担保不動産競売における未登記通行地役権の消長 単著 2015年 3月 大阪国際大学国際研究論叢第28巻3号
- ・再度の取得時効の完成と抵当権の帰趨 単著 2014年10月 大阪国際大学国際研究論叢第28巻1号
- ・契約準備段階における説明義務違反と損害賠償責任の成否 単著 2013年10月 大阪国際大学国際研究論叢第27巻1号
- ・居住用建物の賃貸借契約における更新料条項の効力 単著 2013年 1月 大阪国際大学国際研究論叢第26巻2号
- ・居住用建物の賃貸借契約における敷引特約に関する最高裁の判断と課題 単著 2012年 3月 大阪国際大学国際研究論叢第25巻3号
- ・担保不動産収益執行と賃料債権の相殺をめぐる問題 単著2011年 3月 大阪国際大学国際研究論叢第24巻3号

社会貢献活動

- ・鳥取市消費者行政審議会委員
- ・公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構理事

民法、消費者契約法の研究



特命学長補佐
経営学部 経営学科
大学院 環境経営研究科 経営学専攻
教授

中山 実郎

NAKAYAMA, Jitsurou

SDGs 関連項目



● 研究内容

民法は売買等によって財産の所有権を取得したり、お金を貸借したり、また婚姻や故人の財産を相続するといった人の営みについて規律する基本法です。その中で、財産を取得し、自分が取得した財産について、権利を主張する行為は自分以外の他者に対しても必要な行為であり、それら契約行為や物権・担保物権は商取引や金融の実務において重要な役割（規範）を担っています。

また、事業者と個人との関係である商品・サービスの取引から派生する消費者問題（マルチ商法、欠陥商品、偽装表示、インターネット上の問題、高利金融等）、とりわけ悪質とされる契約行為（悪質商法）については、法の原則を越えた対応が必要になります。

社会生活を営む上で、人が他者に対して自己の権利を主張することが認められる以上、人対人の権利関係はそれぞれの利害関係となって複雑に絡み合ってきます。法は知識を役立てることで初めて活きる知恵となります。そこで、実務の場に影響を及ぼすと思われる最新の重要判例の分析を中心に研究しています。

● 想定パートナー

商工会議所、各企業

● 応用分野

契約実務、不動産登記の読み方